

「下関おもてなしタクシー」認定制度実施要綱

第1条(目的)

交流人口の拡大を目指し、観光が脚光を浴びるなか、「おもてなし」が一つの重要なキーワードとなっており、タクシー業界にあっても全国各地で様々な取組が行われている。

本制度は、多くの観光資源を有する下関市において、観光客を含むタクシー利用者に対して心から満足していただけるサービスの提供を目指し、「観光知識」及び「おもてなし」を習得した運転手を認定するものであり、これにより、地域のタクシーのサービスレベルの向上と活性化を図ることを目的とする。

第2条(協議会の設置)

この制度の運営に関しては、「下関おもてなしタクシー認定協議会(以下「協議会」という。)」が行うものとする。

第3条(協議会事務局)

協議会には、下関タクシー協会、下関個人タクシー協同組合、下関観光コンベンション協会等で構成する事務局を設置するものとする。

第4条(協議会の運営)

協議会の運営については、別に定める。

第5条(認定)

認定申請は、次の基準を全て満たしていることを要件とし、協議会による審議をもって認定される。

- ① 協議会が実施する「おもてなし」に関する研修、又は、UD研修を修了していること。
- ② 協議会が実施する「観光知識検定試験」に合格、又は、「下関観光検定」資格を有していること。
- ③ 所属会社または所属団体等からの別紙-2による推薦があること。
- ④ 過去1年間に道路交通法令違反による処分(違反累積点数が3点以上になった場合に限る。)を受けていないこと。
- ⑤ 制度の趣旨を十分理解し行動できる者であること。(別紙-3)

第6条(受講申し込み)

前条の①または②の協議会が実施する研修の申込みは、協議会事務局に対して行うこととし、法人タクシー所属の者にあつては下関タクシー協会へ、また、個人タクシーにあつては下関個人タクシー協同組合へそれぞれ行うものとする。

第7条(認定申請)

認定申請しようとする者は、認定申請書(別紙-1)に第5条の基準を全て満たしていることを証する書面を添付し、法人タクシー所属の者には下関タクシー協会へ、また、個人タクシーには下関個人タクシー協同組合へそれぞれ提出するものとする。

第8条(認定審査)

審査は事務局が行い、協議会において認定を行う。

第9条(認定方法)

認定者には、協議会より認定証(認定ステッカー(様式1))を発行するとともに、認定者登録を行う。

なお、認定された場合、別表に定める認定手数料を納めること。

第10条(認定の期間)

認定の期間は、認定を受けた日から3年経過後の最初に到来する3月31日までとする。

第11条(認定の更新)

認定期間満了後引き続き認定を受けようとする場合は、期限の更新は、別紙-1の申請書に認定基準を全て満たしていることを証する書面を添付し、認定期間の満了する1ヶ月前までに事務局に提出する。

なお、その際、更新手数料として別表に定める額を納めること。

第12条(認定の取り消し)

認定は、以下のいずれかに該当する場合は取り消すことができる。

なお、その場合、認定書は返納させることとする。

- ① 認定者本人より認定の辞退希望があったとき。
- ② 認定者が道路交通法令違反により、違反累積点数が3点以上、運転免許の効力停止または取り消しをうけたとき。
- ③ 認定者が推薦を受けた所属会社または所属団体を移動したとき。
- ④ その他認定協議会が認定者として不相当と判断したとき。

第13条(その他)

この要領に定めるものの他、運営その他必要な事項は、協議会において定めることができる。

別表

認定手数料	1,000円
更新手数料	1,000円

下関おもてなしタクシー協議会 様
(下関タクシー協会 or 下関個人タクシー協同組合)

(申請者)

住 所 : _____
氏 名 : _____
所属会社(団体): _____

下関おもてなしタクシー認定(更新)申請書

私は、下関おもてなしタクシーの認定(更新)を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- ・ 研修を修了したことを証する書類(修了証等の写し)
- ・ 下関観光検定の資格を有している場合は、資格者証の写し
- ・ 所属会社または所属団体等からの推薦書(別紙-2)
- ・ 過去1年間に道路交通法令違反による処分を受けていないこと。(無事故無違反証明写し)
- ・ 宣誓書(別紙-3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

推 薦 書

下関おもてなしタクシー協議会 様
(下関タクシー協会 or 下関個人タクシー協同組合)

(推 薦 者)

住所

会社(協会)名

代表者

印

貴協議会における「下関おもてなしタクシー認定制度」について、当所属の下記運転者を推薦
します。

記

運転者氏名: _____

宣 誓 書

私は、下関おもてなしタクシー認定を受けるにあたり次のことを宣誓します。

1. マナーアップに努め、日々「おもてなしの心」を持ち乗務します。
1. 観光知識の向上に励み、下関市を満喫して頂けるサービスを提供します。
1. 道路交通法令等を遵守します。
1. 常に清潔な服装により、乗客に不快感を与えないよう心掛けます。

平成 年 月 日

署 名

印

様式1(認定ステッカー)

